

公益財団法人日本セーリング連盟
最高審判委員会規則

第1条 (目 的)

この規則は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）定款第41条に基づき設置する最高審判委員会（以下、「本委員会」という。）が、競技規則の厳正な施行と審判の権威を確立し、もってセーリング競技の健全な発展を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条 (性 格)

本委員会は、会長の直属機関とする。

- 2 本委員会は、その業務に関しては独立して職権を行使することが出来る。但し、その業務執行状況及び決定事項については、その都度会長に報告しなければならない。

第3条 (業 務)

本委員会は、第1条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。

- (1) 競技規則の解釈の統一
- (2) 上告受理並びに決済
- (3) プロテスト委員会からの判決の確認、または訂正要請の受理、並びに裁決
- (4) 上告書の整理保管
- (5) 重大な不正行為に対する競技規則69に基づく連盟の処置
- (6) 会長からの諮問事項の審議
- (7) 議決された件の公示
- (8) その他本委員会の目的を達成するため必要な業務

第4条 (規則の解釈の統一)

本委員会は、競技規則及び、連盟規程に関する解釈を統一し、その徹底を図るものとする。

- 2 加盟団体、特別加盟団体から競技規則及び連盟規程に関する照会があった場合には、審議の上その見解を通達することが出来る。

第5条 (上 告)

本委員会に対する上告及び判決の確認または訂正の要請は、競技規則70によらなければならない。

- 2 上告及び判決の確認または訂正の要請の裁決は、競技規則71によるものとする。

第6条 (構 成)

委員会の構成は、次の各号の通りとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委 員 若干名

第7条 (委 員)

本委員会の委員は、セーリング競技に関する経験を豊富に有し、或いはセーリングに関する規則を熟知し、人格・見識ともに他に卓越するものの中から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第8条 (任 期)

委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、委員の再任は妨げない。

第9条 (委員長)

委員長は委員の互選により決定する。委員長の任期は2年とし、連続就任は行わないものとする。

第10条 (召 集)

本委員会は、委員長が必要と認めるとき随時これを召集する。

第11条 (議 決)

本委員会は、競技規則7 1に基づき出席が認められない委員を除く委員の過半数の出席を持って成立する。

- 2 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 上記の規程にかかわらず、競技規則6 9に基づく連盟の処置の適用に関しては、連盟規程によるものとする。

第12条 (事務局)

本委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、本委員会の招集・上告の処理・関係書類の整理保管その他委員会の業務執行に必要な事務を行う。
- 3 事務局長は、連盟ルール委員会委員長をもってこれに当てる。

施行細則

1. (財)日本ヨット協会と(社)日本外洋帆走協会が平成1 1年4月1日に統合したのに伴い、委員の任期は平成1 3年3月3 1日までとする、として平成1 4年度から新任期とした。平成2 1年1月2 4日の施行に際し、連盟役員任期に合わせ、第8条の委員の任期を平成2 1年度から適用するとした。平成2 4年4月1日に連盟が公益財団法人に移行したのに伴い、連盟役員任期に合わせ、委員の任期を平成2 6年6月1 4日までとし、第8条の委員の任期を平成2 6年度から適用する。
2. 委員長が出席できない場合、もしくは委員長が選任されていない場合においては、事務局長が委員を招集し、委員の中から座長を選出して案件を処理することとし、関係する手続き事務は事務局長がこれを執り行う。

附則

1. この規則は、平成21年 1月2 4日から施行するものとする。
2. この規則は、平成2 4年1 2月 8日から改正施行する。
3. この規則は、平成2 6年6月1 4日から改正施行する。